

平成28年度 水質事故発生状況

・油浮遊事故

発生 月日	水系	支川等	市町村	原因者等	事故の概要
4 18	境川	大塚川	鎌倉市	事業者	事業者から事業所敷地内の河川で油浮遊が見られると鎌倉市環境保全課に通報があり、市が現場付近の集水枡等にオイルマットを設置した。横須賀三浦地域県政総合センター(横三C)は現場より下流では油浮遊がみられないことを確認した。その後、現場より上流で別の事業者が使用した車両の燃料サブタンクから軽油が漏れ、付近の道路側溝を通じて河川に流出したことが判明。市は原因者に対し、集水枡等の清掃や再発防止について指導した。その後、河川への影響がないことを確認し、本件は収束とした。
5 11	酒匂川	玄倉川	山北町	事業者	事業者から県西C環境保全課へ事業所横の河川に幅2m、奥行き1mの大きさで油が滞留したと通報があり、原因者がオイルマットを設置し、全量回収した。原因は事業所内の変圧器から油がにじみ出てしまったためと判明した。事業者は変圧器横の床をオイルマットで覆い、変圧器を撤去することとした。後日、事業者が河川を確認し、異常が見られないことから、オイルマットを撤去した。また、事業者は、変圧器に異常がないか定期的に確認することとし、本件は収束した。
5 18	境川	新川	鎌倉市	事業者	鎌倉市職員から深沢行政センター前の新川に油が浮いていると通報があった。鎌倉市環境保全課は新川と柏尾川の合流地点では油浮遊がないことを確認した。鎌倉市の現地調査の結果、原因は、納品業者がレバーの誤操作により地面にA重油をこぼしてしまい、その際手に付着した油を食器洗い洗剤で洗い流し、その洗浄水と共に地面にこぼれた油が側溝を経由して河川へ流出してしまったものと判明した。鎌倉市は、オイルマットを設置した。事業者は、布を用いて道路上の油をふき取り、河川に流出した油をオイルマットで回収するなど清掃を行った。鎌倉市は事業者に対し、事故報告書の提出を指導するとともに、河川に異常がないことを確認し、本件を収束とした。
5 19	中村川	岩倉川	中井町	事業者	住民から中井町環境経済課へカルパートボックス厚木-52下り線の名古屋側の暗渠から油が流れていると通報があった。中井町が現地にて、油水分離槽から町道脇の集水枡、水路にかけて油が浮いていることを確認した。また、原因は、1ヶ月ほど前に中井PA(下り線)入口付近で発生した大型貨物車からの油漏れ事故の際に、高機能舗装内に浸透した油がすべて処理できず、油の一部が中井PAへの道路勾配と降雨の影響により、舗装表面を流れ、集水範囲を超えてしまったため、集水枡及び水路に流れ込んだものと推定された。道路管理者がバキューム車及びオイルマットにより油を回収し、水路等の清掃が終了したことから、本件は収束とした。
5 20	相模川		愛川町	事業者	住民から、愛川町環境課へ愛川町の排水路に油が流れているとの通報があった。愛川町及び県央地域県政総合センター環境保全課(県央C)が現地調査をし、排水路への流出ルートを確認した。事故原因は、事業所敷地内に設置されている成型機の配管から洩れた水(水と潤滑油が混じりあったもの)を、事業所職員が、敷地内の地面に捨てたこと。敷地内U字溝経由で、排水路へ流れ出た。 事業者が、成型機への給水を停止したため、排水も停止した。県央Cは事業者へ排水を停止したままにし、油が流出した部分を清掃するよう指導した。5/23に県央Cが清掃完了、事業者側溝から雨水側溝につながる排水管にフタがされていること、排水路への油流出がないことを確認し、これにより汚染の拡大の恐れがないとして収束とした。しかし、同日夜に同排水路で油が流れている旨通報があり、愛川町が現地を確認したところ、給水用ポンプが稼働しており、上記排水管のフタが取れていたことを確認した。県央Cが事業者に連絡し、事業者はポンプ及び排水を止め、また、排水管にフタをした。5/24に県央Cが事業者に聴取したところ、原因は、事業所内クーリングタワーに不具合があり、オーバーフローした水が、排水路の清掃しきれなかった油とともに流れ出たためであった。前日にクーリングタワーに異常があると分からなかったため、事業者は給水ポンプを切らず、排水管のフタを取って退社したため、事故に至ったとのこと。県央Cが事業所内排水の水質分析を県環境科学センターに依頼し、分析結果が規制基準を超過したため、県条例排水基準違反のおそれがあるとして指示書を交付し、清掃の実施と、事業所内U字溝内への雨水等流入防止を指導した。 上記指導により汚染の恐れが拡大がないとして、本件は収束とした。
5 25	金目川	河内川	平塚市	家庭	平塚警察から平塚市環境保全課に灯油が雨水側溝に流出と連絡があった。平塚市が現地調査したところ、住民が灯油ストーブの余った燃料を投棄したことが原因と判明したため、残余燃料の適正な処分について原因者に口頭注意した。聞き取りの結果、流出量は3L程度であった。平塚市は現地にて、雨水側溝にオイルマットを設置した。その後、河川に影響が見られないことを確認し、オイルマットを回収し、本件は収束とした。

5	27	境川	新川	鎌倉市	事業者	事業者（原因者）から事業所内で油が河川に流出したと横須賀三浦地域県政総合センター（横三C）に連絡があった。事業者が行った調査で、原因は、処分を委託した機器に内蔵されていた真空ポンプから油が漏れ、それを積んでいたトラックから事業所内の通路にこぼれて河川に流出したものと判明した。事業者は事業所内の路面及び河川にオイルマットを敷設し、通路や雨水枡の清掃を行った。鎌倉市は事業所内の清掃の終了を確認し、再発防止策等を含めた事故報告書の提出を指導した。後日、横三Cは、事業者への聞き取りと清掃箇所の現地確認を行い、河川に油膜が確認されなかったため、本件を収束とした。
5	30	金目川	室川	秦野市	交通事故	市民から秦野市消防へ秦野IC近くの交差点で交通事故のため、2トトラックの燃料タンクが破損し、軽油が流出したと通報があった。秦野市は現地付近の雨水側溝及び下流の水路で油膜を確認したため、オイルマットを設置した。その後、下流を確認したが、金目川本川では油膜、油臭は確認されなかった。その後、秦野市は河川に油膜がないことを確認し、オイルマットを回収して、本件は収束とした。
6	1	金目川	高根川、河内川	平塚市	不明	市民から「高根川で油が浮遊している」との通報が警察に入り、警察、平塚市消防、同市環境保全課が現地に向かった。高根川より下流の河内川下河原橋付近において、油膜を確認したため、オイルマットを設置した。現場周辺の調査では、現場より上流の高根川の天神橋付近まで油膜が確認されたが、それより上流では確認されなかった。また、現地から下流の金目川合流地点までは油膜は確認されなかった。後日、市環境保全課が現地を確認し、油膜が見られなかったため、河川への影響はないと判断し、オイルマットを撤去し、本件は収束とした。
6	13	金目川	渋田川	平塚市	不明	事業者から平塚市環境保全課が「事業所敷地内の排水路で油浮遊が見られる」と通報を受け、現地へ向かった。市は現地調査の結果、事業所東側敷地境界から西側下流方向へ油が浮遊していたため、市はオイルマットを敷設した。市が浮遊している油分の分析を行ったが、性状は特定できなかった。後日、市下水道整備課、環境保全課が現地を確認し、特に異常がみられないことから、オイルマットを回収し、本件は収束とした。
6	15	金目川	大根川	秦野市	不明	平塚土木事務所が河川パトロール中に、大根川中央橋付近で油浮遊を確認し、秦野市環境保全課が現地へ向かった。市が現地確認し、現地付近の暗渠管から雑排水が流れたと推定されたため、暗渠管の地上部を確認した。暗渠管の地上部には家庭ごみ集積場があり、油を含んだごみが捨てられていれば、側溝を通じて油が流出した可能性もあったが、確認時にはごみがなかったため、発生源の特定には至らなかった。河川への影響はみられないことから、本件は収束とした。
6	15	森戸川		小田原市	家庭(個人)	市民から小田原土木事務所に「森戸川で油浮遊が見られる」との通報があり、小田原市環境保護課が現地調査へ向かった。通報現場である天神橋付近で油膜を確認したが、魚等の死亡は確認されなかった。その後、天神橋より上流を調査した結果、油浮遊の原因は個人がバイクのエンジンオイルを交換した際に、グレーチングにオイルを流出させてしまったためと判明した。市は原因者に厳重注意を行い、更なる流出はないことから、本件は収束とした。
6	19	相模川	小鮎川	厚木市	交通事故	小鮎橋付近で車両が川に転落する交通事故が発生した。厚木消防が事故車両を引き上げ、油の流出の恐れがあるため、オイルマットを敷設した。翌日、同市生活環境課が現地において、オイルマットの敷設を確認した。その後、消防がこれ以上河川への流出の恐れがないことを確認し、オイルマットを撤去し、本件は収束とした。
6	22	酒匂川		小田原市	事業者	市民から小田原市環境保護課に「田んぼで油膜が見られる」との通報があり、現地調査へ向かった。現地調査の結果、現場付近の事業所の駐車場において、当該事業者が以前から洗車排水(エンジンオイル入り)に分散剤を混ぜて流していたことが判明した。事故当日は、分散剤が切れたため、洗車排水をそのまま流したとのことだった。市は原因者に対して改善計画書の提出を指導した。その後、酒匂川へ流れる水路では、油は確認できなかったことから、下流等への影響はないと判断し、本件は収束とした。

6	22	相模川	相模川左岸 幹線用水路	寒川町	事業者	用水路管理者から寒川町環境課に「水路で油が浮いている」と通報があり、現場へ向かった。現地で油の浮遊を確認したため、町がオイルマットを敷設した。現地の調査の結果、上流の事業所から用水路へ油膜が流出しており、当該事業所内の側溝に油が溜まっていることを確認したため、町は当該事業者に対して敷地内の油溜まりの回収と側溝の清掃を指導した。その後の調査で、原因は、作業で使用していたスプレー液が雨水とともに、側溝へ流出したものと推定した。町は事業者に対し、作業時に養生等を行うよう注意喚起し、本件は収束とした。
6	23	酒匂川		小田原市	不明	事業者から小田原市環境保護課に「事業所前の水路で油が浮いている」と通報があり、現地確認へ向かった。現地では、市が油膜を確認し、オイルマットを設置した。さらに現場上流の調査を行ったものの、暗渠になっていたため、発生源の特定には至らなかった。後日、市が現地水路を確認し、油膜が確認されなかったことから、オイルマットを撤去した。新たな油の流出のおそれがないことから、本件は収束とした。
6	27	酒匂川		小田原市	事業者	事業者から小田原市環境保護課に「事業所前の水路で油が浮いている」と通報があり、現地確認へ向かった。県西地域県政総合センター環境保全課も現地確認へ向かい、合同で調査を行った。その結果、発現場上流にある運送業者の敷地内で焼却炉の解体作業を行っていた業者が、焼却炉に付帯している燃料タンクを持ち上げてトラックに積んだ際に、タンクから燃料油が流出したことが原因と判明した。市が水路にオイルマットを設置し、事業者と解体業者に対して更なる流出防止対策の実施及び事故報告書の提出を指導した。翌日、市が事業者による流出防止対策が継続して実施されており、河川の状況もおさまっていることを確認し、本件は収束とした。
6	29	酒匂川		山北町	交通事故	消防に山北町の国道246号線上で乗用車と4tトラックの交通事故が発生し、4tトラックから軽油が流出したとの通報があった。消防がオイルマット等により道路上に流出していた軽油を回収した。また、消防から通報を受けた飯泉取水管理事務所も現地に向かい、現場及び下流を調査したが、油膜や油臭は確認されなかった。しばらくしてから、飯泉取水管理事務所が再度現場確認を行ったが、異常は見られなかった。流出した軽油の回収は完了していることから、今後河川へ影響はないため、本件は収束とした。
6	29	境川(柏尾川)	砂押川	鎌倉市	不明	市民から「砂押川に油が浮いている」と鎌倉市下水道河川課に通報があった。同市環境保全課が現地に向かい、オイルマットを敷設した。現地調査により、油は上流の雨水管から流出した可能性があったが、原因の特定には至らなかった。新たな油の流入が見られたが、下流部への拡散防止措置を講じたことから、当日の対応を終了とした。後日、市が現地を確認し、油膜が見られないことから、河川への影響はないと判断し、本件を収束とした。
6	29	金目川	大根川	秦野市	交通事故	秦野市消防から同市下水道部署に「交通事故が発生し、乗用車からガソリンが洩れている」との通報があり、同市環境保全課が現地へ向かった。現地では、道路側溝において流出したガソリンの形跡が確認されたが、大根川では油膜、油臭は確認されなかった。市が現場周辺にオイルマットを敷設した。市消防の話では、原因は、乗用車が道路側溝のグレーチングに乗り上げ、燃料タンクを破損したためであるとのこと。その後、市環境保全課が現地を確認し、油膜、油臭は確認されなかったため、本件は収束とした。
6	29	酒匂川		小田原市	事業者	事業所から小田原市環境保護課に「事業所前の水路で油が浮いている」との通報があり、現地確認に向かった。現地では市が油浮遊を確認したため、オイルマットを設置した。後日、市がオイルマットを回収するため、現地確認をしたところ、上流から新たな油が流れてくることを確認した。市が上流を調査したところ、現場より上流の別の事業所内の廃油タンクのレバー操作のミスにより、雨水枡を通じて河川へ油が流出したことが原因であると判明した。流出量は100～150Lであり、原因事業者はオイルマットやバキュームにより油を回収した。市は原因事業者に対し、事故報告書の提出を指導した。その後、原因事業者により油が回収され、河川に異常がみられないことを市が確認し、本件は収束とした。

7	5	相模川	小鮎川	厚木市	不明	市民から厚木市生活環境課に「水路で油が浮いている」と通報があった。市生活環境課、同市下水道課及び広域水道企業団が現地確認を行ったところ、現場の西側の水路から油が流れてきており、うっすらと油膜を確認したが、原因は特定できなかった。また、水路より下流の小鮎川への油流入は確認できなかった。市生活環境課が応急措置として、小鮎川の合流地点手前に、オイルマットを設置した。後日、市生活環境課が現地を確認したところ、油膜が確認できなかったため、河川への影響がないとしてオイルマットを回収し、本件は収束とした。
7	17	葛川	不動川(かんまんがわ)	平塚市	事業者	市民から平塚市消防に「平塚市内で油が漏洩している」と通報があった。市消防、同市警察が現地確認を行ったところ、近くの水路に軽油が流出していることを確認した。市消防が原因調査を行ったところ、原因はガソリンスタンド内に停車していたタンクローリーにおいて、外気の暑さのためタンクのバルブにかかる圧力が高くなり、バルブのcockから軽油が漏出したと判明した。また、タンクには、規定以上の軽油を積み込んでいたこともわかった。漏洩量は最大で2L程度であった。また、同市環境保全課が現場付近及び接続水路下流域で微量の油膜を確認したので、原因者に対し、油の回収、オイルマットの設置、事故現場の監視及び事故報告書の提出を行うよう指導した。後日、原因者が設置したオイルマットを回収し、市環境保全課が現場付近及び接続水路下流域で油膜がないことを確認した。油の回収が完了しており、河川への影響がないとして本件は収束とした。
8	7	相模湾		茅ヶ崎市	不明	市民から「茅ヶ崎市の海岸に油入りと思われるドラム缶がある」との通報が茅ヶ崎市消防に入り、市消防及び市環境保全課が現地確認を行った。市環境保全課は茅ヶ崎漁港海岸公園付近の海岸において、200Lドラム缶1本が漂着しているのを確認した。現場のドラム缶の変形した箇所からは、廃油の様な液体が染み出しており、内部にまだ半分ほど残っていたため、市消防が回収した。市環境保全課が現場周辺を確認したところ、現場周辺の海面及び砂浜では、油膜及び水生生物への影響は認められなかった。ドラム缶の処理については、漂着場所である海岸が漁港の管理であるため、市農業水産課が検討することとなった。市環境保全課は、汚染拡大のおそれはないと判断し、本件は収束とした。
8	11	相模湾		三浦市	不明	ジェットスキー乗船者から「海面に油がある」と釣堀業者及び海上保安庁に通報があった。釣堀業者から連絡を受けた三浦市環境課が現地に向かい、油膜を確認した。海上保安庁が現地調査のため、付近の給油業者に聞き取りを行ったところ、当該業者は事故当日の午前中に花着岸壁にて、漁船へ燃料を給油したことは認められたが、油の流出は否定したため、原因者の特定には至らなかった。その後、漁港管理者（東部漁港事務所）が現場を確認したところ、岸壁及びその周辺での油膜が確認されなかったことから、本件は収束とした。
8	12	相模湾		逗子市	交通事故	車両運行者から「車両後輪が道路側溝に落ちる事故を起こし、油が側溝に流れている」との通報が逗子市消防に入り、消防、市生活安全課が現地確認を行った。現地では、流出した油が側溝で確認されたが、海面では確認されなかった。現地での応急対策として、消防が側溝にオイルマットを設置し、道路の管理者である市都市整備課が側溝を清掃した。現地調査により、車両が道路端のグレーチングの蓋を踏み、跳ね上がった蓋が車両の燃料タンクにぶつかったことで軽油が流出したことが分かった。その後、市都市整備課による側溝の清掃と消防によるオイルマットの回収が終了し、これ以上河川への影響がないことから、本件は収束とした。
9	14	相模川	目久尻川	寒川町 藤沢市	不明	町民から寒川町都市計画課に「宮山大橋付近において、油が浮遊している」との通報があった。町都市計画課、同町環境課、同町下水道課が現地を確認したところ、現場付近の宮山大橋より下流に大量の油が浮遊していたため、町が上流にオイルフェンスを設置した。町、藤沢市、湘南地域県政総合センター(湘南C)の調査の結果、久保田橋西側の水路(藤沢市域)で油膜が確認され、付近の調査を行ったが、原因の特定には至らなかった。その後、町、藤沢市、湘南Cが調査を継続していたが、後日、現場付近に異常が確認されなくなったことから、町環境課がオイルフェンスを回収し、本件は収束とした。
9	14	酒匂川	-	小田原市	-	市民から小田原市環境保護課に「水路に油が浮遊している」と通報があり、市が現地確認に向かった。市が現地を確認したところ、油膜が確認されたため、オイルマットを敷設した。また、現場より上流を調査したところ、車のオイルの空き缶等が捨ててあった。そのため、原因はそれらから油が漏れ、水路に流出したものと推定した。広域水道企業団も現地確認を行い、取水に影響がないことを確認した。後日、市は現地確認を行い、河川に油膜が確認されなかったことから、敷設したオイルマットを撤去した。現場において、油の回収及び原因物の撤去がされており、今後河川への影響がないと思われることから、本件は収束とした。

10	7	相模川	目久尻川	寒川町 藤沢市	事業者	<p>町民から寒川町環境課に「寒川町宮山付近の目久尻川で油が浮遊している」との通報があった。町が現地を確認したところ、現場では川面いっぱいに油が広がっており、臭気もした。</p> <p>また、町が現場より上流側を調査したところ、藤沢市内の放流口から油が流出していたことが判明した。</p> <p>藤沢市環境保全課及び湘南地域県政総合センターも現場に向かい、調査を継続したところ、原因者が判明した。聞き取りの結果、今回の原因は、事業者が事故当日9時頃から軽油の移し替え作業を行っていたが、作業中にその場を離れたことで、軽油が漏れてもすぐに対処できず、雨水溝、水路を伝って、目久尻川に流出したとのことであった。</p> <p>市、町、県は現場下流に、京浜河川事務所は河原橋付近にオイルフェンスを設置し、応急対策を行った。その後、河川に油膜が確認されなくなったため、原因者がフェンス等（市、町、県設置）を回収した。</p> <p>市は原因者によるオイルフェンス等の回収を確認し、原因者に対し、事故報告書の提出を指導した。市は現場及びその周辺の水路等において、軽油の痕跡や流出による被害等の再発が確認されなかったため、本件を収束とした。</p>
10	24	境川(柏尾川)	倉久保川	鎌倉市	不明	<p>事業者から鎌倉市環境保全課に「事業所前を流れる河川で油が浮いている」と通報があり、同市環境保全課、藤沢市環境保全課、警察、鎌倉市消防が現地確認に向かった。藤沢市が鎌倉市との境付近において、油膜を確認した。鎌倉市は現場の上流側と下流側の2箇所にオイルマットを設置した。鎌倉市が現場より上流にある事業所を複数確認したが、異常は見られなかった。また、鎌倉市は合流する山崎川の山崎跨線橋の直下を確認したが、油浮遊は視られなかった。その後、鎌倉市が現場付近において油の流出及び浮遊がないことを確認し、オイルマットの撤去が終了したため、本件は収束とした。</p>
11	6	酒匂川	-	開成町	個人(家庭)	<p>住民から開成町環境防災課に「水路に油が浮いていて、臭う」と通報があった。町、県西地域県政総合センター環境保全課(県西C)、広域水道企業団が現地を確認したところ、現地付近の水路周辺に放置されたドラム缶から油が流出していた。そのため、県西Cは水路にオイルマットを敷設した。また、広域水道企業団は現場で採水を行い、取水に影響がないことを確認した。さらに、町が原因者に対して聞き取りを行い、放置されていたドラム缶を撤去するよう指導した。後日、町はドラム缶の撤去の終了及び油の流出が止まったことを確認してオイルマットを撤去し、本件は収束とした。</p>
12	13	金目川	渋田川	平塚市	個人(農家)	<p>市内の事業者から平塚市環境保全課に「渋田川の渋田大橋付近で油が流れている」と通報があった。市環境保全課、同市下水道整備課、消防で現地確認を実施したところ、水路から渋田川本川へ油が流入していたため、オイルマットを設置した。市が調査を行ったところ、農業用ビニールハウスの加温機と燃料タンクを繋ぐ配管が破損し、燃料である重油が河川へ流出したことが原因であると断定した。重油の流出量は最大1,000 L(推定)である。本件について、市が記者発表を行った。</p> <p>後日、市及び消防が詳細な調査を行い、配管の破損箇所及び汚染土壌の範囲を特定し、汚染土壌の掘削除去を実施した。</p> <p>恒久対策として、原因者は破損した配管を撤去し、新しい配管の設置工事を行った。また、土壌中に流出した重油を回収するための穴を掘り、染み出てきた重油をオイルマットで回収する作業を行っている。</p> <p>市は原因者へ対し、オイルマットによる重油の回収を継続的に行うよう指示した。原因者敷地内での対策が一旦終了しているが、今後も現場付近の土壌から油が水路へ流出する可能性もあることから、河川の監視を続けることとし、緊急対応は終了した。</p>
12	22	相模川	細田川	厚木市	不明	<p>市民から厚木市下水道総務課へ「若宮公園の細田川で油が浮遊している」と連絡があり、同市生活環境課が現地へ向かった。市生活環境課が現地を確認したところ、公園内にある細田川が流入する池に対し、東側から都市下水の水路が流入しており、水路と池との合流点付近で、わずかに油膜が確認された。同市生活環境課は、東側の水路と池の合流点付近にオイルマットを設置した。また、下水道総務課が東側の水路と池の合流点より上流を調査したが、油臭はなく、暗くなり、油膜等の確認ができなくなったため調査を終了した。翌日、市が現地確認したところ、新たな油膜等は確認されなかったことから、オイルマットを回収し、本件は収束とした。</p>
1	5	酒匂川	土手根第一排水路	小田原市	不明	<p>小田原市水道局から同市環境保護課へ「市内で別の作業中に、近くの排水路において、油膜を確認した」と連絡があった。市が現場において、微量の油膜を確認したため、オイルマットを設置した。翌日、市が現場確認を行い、上流からの更なる油の流入は確認されなかったため、オイルマットを回収した。市はこれ以上、汚染の拡大はないと判断し、原因不明で収束とした。</p>

1	11	金目川	鈴川	平塚市	不明	<p>市民から平塚市に「鈴川に流入する水路から油が流入している」と通報があった。同市環境保全課は現場にて、油浮遊を確認した。市が上流の調査を行ったところ、水路の開渠部分で油の浮遊を確認したが、原因者は特定できなかった。市は水路の開渠部分及び水路と鈴川の合流点付近にオイルマットを設置した。</p> <p>その後、新たな油分の流入はなく、油の回収が終了したため、原因不明で収束とした。</p>
2	7	金目川		大磯町	交通事故	<p>大磯町消防から平塚土木事務所へ「花水橋付近で車が川へ転落し、車両から油が流出している」と連絡があった。</p> <p>平塚土木事務所、大磯町環境課及び湘南地域県政総合センター環境保全課(湘南C)が現地確認を行ったところ、事故を起こした車両からエンジンオイルが流出していた。車両から流出した油は、当該車両の周辺約10mに広がっており、現場よりすぐ下流にあるJRの陸橋付近まで確認されたが、それよりも下流では確認されなかった。</p> <p>湘南Cは車両の周辺をオイルフェンスで囲み、オイルマットを設置した。レッカー車により車が引き上げられた後も湘南Cは現地確認と油の回収を継続した。3日後に湘南Cは油の回収が終了し、これ以上の汚染拡大はないと判断し、本件収束とした。</p>
2	18	相模川		平塚市	不明	<p>市民から平塚市へ「相模川の馬入橋の上流で油が流れている」と通報があった。</p> <p>通報を受けて、市職員が現場にて、うっすら油のような筋を確認したが、その後、市環境保全課及び市消防が現地確認を行ったところ、夜間であり油膜は確認できなかった。後日、市が現地確認を行ったが、油膜は確認されなかったため、市は、これ以上の河川への影響はないと判断し、本件収束とした。</p>
2	23	金目川	河内川	平塚市	個人(農家)	<p>平塚市下水道整備課から同市環境保全課へ「水路で油が浮遊している」と連絡があった。市環境保全課が現地確認を行ったところ、現場付近にある農業用ハウスの埋設された塩ビ配管より燃料(重油)が漏れ出したと判明した。原因は、配管の経年劣化により、継ぎ目から重油が漏れ出し、流出量は数L程度と推定された。市は農業用ハウスから水路へ流入する地点にオイルマットを設置した。また、現場下流を調査したが、河内川の神明橋や下河原橋では油膜は確認されなかった。</p> <p>翌日、市が現地確認を行い、新たな油の流出は確認されなかったため、オイルマットを撤去した。</p> <p>市は原因者に対し、修繕できるまでの給油禁止を指示するとともに、漏洩原因の詳細調査及び再発防止策の実施等について指導を継続することとし、本件収束とした。</p>
3	10	境川	境川	大和市	事業者	<p>住民から「深瀬橋付近で油浮遊がある」との連絡が大和市へ入った。大和市生活環境保全課が現地確認したところ深瀬橋で油浮遊を確認し、橋の下にある排水口から油の流入を確認した。そこで境川へ合流する前の道路側溝にオイルマットを設置し、流出防止を図った。原因は解体工事現場からの機械油と判明したため事業者にも口頭指導を行った。新たな油の流出もなくなったため、市がオイルマットを回収して対応を終了し、本件は収束とした。</p>
3	13	相模川	駒寄川	茅ヶ崎市	不明	<p>市民から茅ヶ崎市下水道河川管理課へ「駒寄川で油浮遊がある」と通報があった。市下水道河川管理課と同市環境保全課が現地確認を行ったところ、油浮遊を確認したため、オイルマットを敷設した。現場より下流の駒寄川と小出川の合流する中通橋では、油の浮遊は確認されなかった。その後、市環境保全課が現場より上流を確認したが、原因の特定には至らなかった。その後新たな油の浮遊が確認されなくなったためオイルマットを回収し、本件は収束とした。</p>
3	31	金目川	鈴川	平塚市	不明	<p>平塚土木事務所から湘南地域県政総合センター環境保全課(湘南C)へ「河川パトロール中に、鈴川の玉川橋下流の左岸に油浮遊があった」と連絡があった。湘南Cから連絡を受けた平塚市が現地確認を行ったところ、現場付近の道路側溝に油が流れたような痕跡があり、河川に少量の油浮遊が確認されたが、新たな油の流入は確認されなかった。その後、市が現地確認を行ったが、油膜が確認されなかったことから、本件は収束とした。</p>